

法人税・地方税関係

通算グループからの離脱と 申告期限延長特例の実務上の留意点

1 はじめに

通算グループから離脱する場合に、離脱日の前日までの事業年度は、通算申告の延長特例を継続できるようになった。一方、通算法人は通算グループ加入前の単体申告の延長特例につきいったん失効することとされたため、法人税では離脱日以後の事業年度につき単体申告の延長特例を新たに申請する必要がでてくる。

本稿においては、通算グループ加入や離脱時における申告期限の延長特例につき法人税、住民税及び事業税の税目別に実務上留意すべき点を検討する。

2 法人税の延長特例

法人税の単体申告では、一定の場合に申告期限を1月間延長できる特例（以下「単体申告の延長特例」という。）が設けられ、グループ通算制度では通算親法人の申請により全通算法人が申告期限を2月間延長できる特例（以下「通算申告の延長特例」という。）が設けられている。通算子法人は通算申告の延長特例を受けるために法人税では自ら申請を要しない。

通算子法人が通算グループから離脱する場合に、離脱日の前日までの事業年度についても通算申告の延長特例が引き続き有効とされたため、離脱時の申告実務には有意義な改正といえよう。

一方、通算法人は通算グルー

プ加入前に受けた単体申告の延長特例につきいったん失効する仕組みとされたため、離脱日以後の事業年度について単体申告の延長特例を受ける場合には離脱した法人自らその延長を受けようとする事業年度終了の日までに法人税の申請が必要となる（法法75の2①①一二五六）。

3 住民税と事業税の延長特例

(1) 住民税の届出

住民税の申告期限は法人税の申告期限に一致するものの、法人税の申告期限の変更に伴い住民税の届出が必要となる。通算グループ加入日以後の通算申告する事業年度や、通算グループからの離脱日以後の単体申告する事業年度について、これらの事業年度終了の日から22日以内に住民税の届出をする必要がある（地法53①②、321の8①、地規3の3①一）。

(2) 事業税の申請

事業税では各通算法人が申告期限を2月間延長できる特例（以下「通算法人の事業税の延長特例」という）を最初に適用を受けようとする事業年度終了の日から45日以内に通算法人ごとに申請できる。

通算子法人が通算グループから離脱する場合に、離脱日の前日までの事業年度についても通算法人の事業税の延長特例が引き続き有効とされたため、離脱時

の申告実務には有意義な改正といえよう。

一方、通算グループ加入前に受けた事業税の単体申告の延長特例は失効せず、離脱日以後の事業年度については申請を要せず事業税の単体申告の延長特例を受けることになる。

なお、通算グループ加入前に事業税の単体申告の延長特例を受けていない、あるいは通算グループ内で設立された通算子法人が離脱日以後の事業年度について事業税の単体申告の延長特例を受ける場合には、その延長を受けようとする事業年度終了の日までに事業税の申請が必要となる（地法72の25③⑤、地令24の4；24の4の3）。

(3) 届出書と申請書の様式

東京都の様式では住民税の届出書も事業税の申請書も1枚に集約され上下に各々を記載する構造となっている。提出期限は各々異なるが実務的には早めに提出しておくことになろう。

4 おわりに

単体申告の延長特例がグループ通算制度を経由すると法人税はいったん失効するのに対し事業税は有効を維持する。離脱時には法人税の単体申告の延長特例申請を念頭に事業税の延長特例状況の把握にも留意されたい。

〔 右山研究グループ
税理士 杉山 一紀 〕